

非常変災時における臨時休業等の措置について（お知らせ）

尼崎市立尼崎琴葉中学校

台風・地震発生などの非常変災時における臨時休業等の措置については次の通り行います。

1. 台風・豪雨・豪雪など

○授業前（在校前）について

授業日当日の午前7時時点で、**尼崎市**に、次の**警報 および特別警報**が発令されている場合、生徒は**自宅待機**となります。昼食（お弁当）は、中止となります。

レベル3大雨警報 レベル3氾濫警報 暴風警報 暴風雪警報

またこれらに係るレベル4危険警報 レベル5特別警報

午前9時時点で、上記の**警報が解除されていない**（9時以降に「警報」が「注意報」に変わった場合も含む）場合、**臨時休業**となります。

午前9時時点で、**警報が解除**の場合は、**授業を実施**します。気を付けて登校をしてください。昼食（お弁当）は、中止となります。（時程は裏面に掲載）

○授業中（在校中）について

在校中に上記の警報が発令された場合は、周囲の状況や安全等を確認した後、速やかに下校させます。午前11時までに発令されていれば、原則、昼食は中止となります。

※気象予報等でレベル3大雨警報等の発表が明らかに予測される場合、前日に臨時休業を決定する場合もあります。

2. 地震発生の場合

○登校前（在校前）

授業日の前日または当日に、**尼崎市**で、**震度5弱以上の地震**が発生した場合、**臨時休業**となります。

○登校中（在校前）

生徒自ら最も安全と考えられる場所に、避難してください。
学校に避難してきた生徒については、安全を確保した上で、状況に応じて、学校待機、帰宅させる等の対応をとります。

○登校後（在校中）

授業を中断し、避難行動をとります。
被害状況を把握し、安全を確保した上で、生徒を待機させ、その後下校となります。

<お願い>

消防・救急などの関係機関から連絡が入るため、学校の電話回線を確保する必要があります。学校には電話での問い合わせはご遠慮下さい。なお、ミマモルメー斉メールでも情報を配信しておりますが、停電や学校施設の破損などの状況で、配信できない場合があります。各ご家庭で情報を収集していただきますようお願いします。

以 上

午前 9 時までには警報が解除されたときの時程

S H R	10 : 00 ~ 10 : 15
1 校時	10 : 20 ~ 11 : 05
2 校時	11 : 15 ~ 12 : 00
S H R	12 : 05 ~ 12 : 20

※公共交通機関の運行状況にもよりますので、登校が上記よりも遅くなってもかまいません。気を付けて登校して下さい。

非常変災時における臨時休業の判断基準について(方針)

尼崎市教育委員会

1 本市においてレベル3大雨警報、レベル3氾濫警報若しくは暴風(暴風雪を含む。)警報又はこれらに係るレベル4危険警報・レベル5特別警報・特別警報(以下「レベル3大雨警報等」という)が発表された場合

※ 市立高等学校、あまよう特別支援学校及び成良中学校琴城分校におけるレベル3大雨警報等の発表に係る臨時休業の判断基準については、各校の定めによる。

時	レベル3大雨警報等	学校園の対応	備考
授業日の前日	授業日の前日(日曜日及び休日を含む。以下同じ。)までに、気象情報等により、その授業日にレベル3大雨警報等が発表されることが明らかであると認められる場合	- 学校園は、その授業日の前日の午後5時を目途に尼崎市教育委員会(以下「市教委」という。)から臨時休業の連絡を受けたときは、レベル3大雨警報等の発表の有無にかかわらず、その授業日は臨時休業とする。 - 学校園長は、対応内容、留意点等を保護者に連絡する。	市教委は、その授業日の臨時休業について、尼崎市のホームページ、防災ネット及び尼崎市LINE 公式アカウントに、その授業日の前日の午後7時までに表示する。 <臨時休業日> 【小学校給食及び中学校給食】中止する。
授業日	登校園前	午前7時時点で発表中	【中学校給食】中止する。
		午前9時までに解除	【小学校給食】実施する。 【中学校給食】午前7時時点で既に給食を中止しているため、給食の提供はなく、午前中で下校させる。
		午前9時時点で発表中	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
	登校園後	在校園時に発表	【小学校給食及び中学校給食】午前11時までに発表された場合、原則として、給食を中止して下校させる。

※ ただし、市教委が、授業日当日の午前7時時点におけるレベル3大雨警報等の発表の有無にかかわらず、気象情報等を踏まえて児童、生徒及び園児(以下「児童等」という。)の安全を確保する必要があると判断した場合は、学校園を臨時休業とする。また、尼崎市のホームページに、臨時休業の決定の旨を同日の午前7時までに表示する。

2 地震発生の場合

時	地震	学校園の対応	備考
登校園前	授業日の前日又は当日に震度 5 弱以上の地震が発生した場合	臨時休業	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
	尼崎市地域防災計画に定める避難情報の発令（「高齢者等避難開始」、「避難指示」又は「緊急安全確保」の発令をいう。以下「避難情報の発令」という。）があった場合。	避難情報の発令に係る地域が校区内に含まれている学校は、臨時休業とする。	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
登校園後	震度 5 弱以上の地震が発生した場合	- 地震が発生した時点で、授業、部活動等を中断し、避難行動をとる。 - 学校園長は、被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校又は引渡し等の判断をする。	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
	避難情報の発令があった場合	学校園長は、被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校又は引渡し等の判断をする。	
登下校園中	震度 5 弱以上の地震が発生した場合	- 児童等は、最も安全と考える場所（学校、自宅、頑強な建物等）に避難する。 - 教職員は、児童等の所在（校内、通学路、避難場所等）の確認をする。 - 学校園長は、被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校又は引渡し等の判断をする。	＜登校時に発生した場合＞ 【小学校給食及び中学校給食】中止する。

3 その他の災害発生の場合

時	災害	学校園の対応	備考
登校園前	校区内において道路冠水、樹木等の倒壊等の特殊事情が発生した場合は、市教委に連絡し、個別対応を協議する。	臨時休業は、学校園長が判断する。	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
登校園後	学校園長は、学校園周辺で局地的な豪雨、雷その他火災、ガス爆発等の災害が発生したときは、臨時休業又は通学路の変更等の連絡・指示ができる。	学校園長は、被害状況を把握し、下校又は引渡し等の判断をする。	【小学校給食及び中学校給食】中止については、市教委と協議する。

4 その他

- (1) 非常変災等の発生により、学校園において電気・水道等のライフラインが途絶した場合、臨時休業とする。
- (2) 校区内の特殊事情により臨時休業とする場合、当該校園長は、直ちに学校教育課長に連絡するとともに、「臨時休業について（報告）」という見出しの報告書を提出する。
- (3) 学校が臨時休業となった場合、部活動を中止とする。
- (4) 学校が臨時休業となった場合、学校開放及び学校施設目的外使用は中止とする。
- (5) 市教委は、学校園が一斉に臨時休業した場合、こども青少年局児童課及びこども青少年局保育運営課並びに私立幼稚園長会長に情報提供をする。
- (6) 市教委は、学校園に臨時休業の判断に関する情報を適時適切に提供する。
- (7) 尼崎市外からの通園・通学者について、登校園前に居住地又は居住地から尼崎市までの間において非常変災又は交通遮断等の特殊事情が発生した場合は、本方針に準じて、校園長が公欠等の取扱いの判断をする。

以 上

参考

児童ホーム及びこどもクラブの児童の対応（所管課:こども青少年局児童課）

1 児童ホーム児童

- (1) 非常変災等に伴い、小学校が臨時休業となった場合、閉所とする。
- (2) 登校後、児童ホームの登所時間までに学校が下校の判断を決定した場合、閉所とする。
- (3) 児童ホームの活動中にレベル3大雨警報等が発令された時は、原則として帰宅させる。
- (4) 震度5弱以上の地震発生若しくは避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引渡しをする。

2 こどもクラブ児童

- (1) 非常変災等に伴い、小学校が臨時休業となった場合、こどもクラブは閉室とする。
- (2) 登校後、こどもクラブの登所時間までに学校が下校の判断を決定した場合、閉室とする。
- (3) こどもクラブの活動中にレベル3大雨警報等が発令された時は、原則として帰宅させる。
- (4) 震度5弱以上の地震発生若しくは避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引渡しをする。

3 その他

非常変災時の発生時は様々な対応が必要となるため、児童の安全を最優先に、学校長と連携を密にして、適切に対応する。